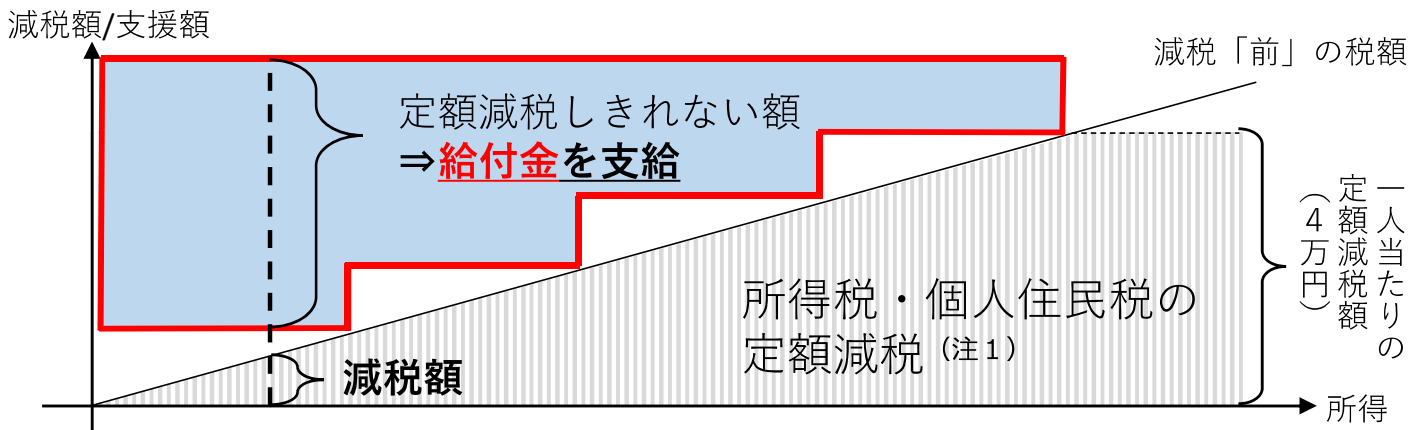


清須市 物価高騰緊急支援給付金 定額減税補足給付金についてのご案内

「定額減税補足給付金」とは？

- デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族 1 人につき、4 万円（令和 6 年分の所得税から 3 万円・令和 6 年度分の個人住民税所得割から 1 万円）の「定額減税」が行われます（注 1）。
- その際、**定額減税しきれないの見込まれる方に対しては、**
当該定額減税しきれない額を 1 万円単位に切り上げて算定した金額が支給されます（注 2）。

<定額減税補足給付金のイメージ（注 3）>



（注 1）定額減税についての詳細は、国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

（注 2）令和 5 年の課税状況に基づき、給付額を算定のうえ、令和 6 年度個人住民税課税団体より支給されます。令和 6 年分の所得税が令和 5 年分の所得税よりも減少した場合等には、令和 6 年分の所得税の確定後に、給付金を追加で支給する場合があります。

（注 3）所得税及び個人住民税所得割それぞれで定額減税しきれない額を算出し、両者を合算の上、1 万円単位に切り上げた額が支給額となります。

支給対象者・支給金額について

※支給金額は、個別の課税状況により異なるものであり、下記はあくまで一例です。

- 所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方が支給対象者です。
- 支給金額の具体例は、以下のとおりです。

<例 1> 一人暮らしで、所得税 1 万円・住民税所得割 2 万円（減税前）の納税者の場合
⇒ 所得税から 1 万円の減税、住民税所得割から 1 万円の減税が行われます。
・ **定額減税しきれない所得税分の 2 万円が、支払われます。**

<例 2> 4 人家族で、内 1 人が所得税 3 万円・住民税所得割 2 万円（減税前）の納税者の場合（注 4）
⇒ 所得税から 3 万円の減税、住民税所得割から 2 万円の減税が行われます。
・ **定額減税しきれない所得税分の 9 万円と住民税分 2 万円の計 11 万円が、支払われます。**

（注 4）所得税及び個人住民税において、扶養親族等として申告されている方が、定額減税及び定額減税補足給付金の算出基礎となります。詳しくは国税庁HPや総務省HPをご覧ください。